

I 沖縄県医師会災害医療計画

沖縄県医師会災害医療計画

第1条 目 的

この計画は、県内外における大規模災害等による傷病者の集団発生に際し、沖縄県医師会(以下「本会」という。)の使命に基づき、災害医療救護活動を迅速且つ円滑に実施するために必要な事項について定める。

第2条 県医師会災害医療救護対策本部の設置

沖縄県医師会は次の場合において、会長(不在の場合は職務代行者、以下同様)の指示のもと直ちに、沖縄県医師会館内に災害医療救護対策本部を設置する。本会館以外への設置が必要な場合は、会長が設置場所を選定し、これを設置する。

- (1) 県知事または災害発生地の地区医師会等から本会に対し医療救護班の派遣要請があったとき。
- (2) 大規模自然災害、その他集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故等が発生し、救護が必要と考えられるとき。
- (3) 被災地の医療機能が損なわれ住民が医療の途を失い、人命保護の必要があると認められるとき。
- (4) その他会長が必要性を認めるとき。

第3条 県医師会災害医療救護対策本部の業務

県災害対策本部及び関係団体との連携の下、次の業務を行う。

- (1) 災害対策基本法及び国民保護法適応災害の場合における指定地方公共機関としての県対策本部への参加に関すること。
- (2) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (3) 医療救護班(JMAT 沖縄)の派遣に関すること。
- (4) 医薬品、医療資機材等の確保に関すること。
- (5) 関連機関への情報提供および連絡調整に関すること。
- (6) 外部支援の受入れ調整に関すること。
- (7) 検視に関すること。
- (8) その他、災害における医療活動に関して必要とされる業務に関すること。

第4条 県医師会災害医療救護対策本部の構成

県医師会災害対策本部には、本部長、副本部長、本部員を置く。本部長は会長がその任にあたる。副本部長は災害を担当する委員会を分掌する副会長がその任にあたる。本部部員は常任理事、理事、監事、その他本部長が必要とするものがその任にあたる。

(県医師会災害対策本部)

本部長 1名 沖縄県医師会長
副本部長 1名 沖縄県医師会副会長(災害医療委員会担当)
本部部員 若干名 沖縄県医師会常任理事、理事、監事

沖縄県医師会災害医療委員会委員長

その他本部長が指名

本部補助員 若干名 事務職員

第5条 県医師会災害医療救護対策本部構成員の職務

本部長、副本部長及び本部部員等の職務は次の通りとする。

- (1) 本部長は、県医師会災害対策本部を統括し、医療救護活動及びその支援活動に関し、指揮命令を行う。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときには、その職務を代行する。
- (3) 本部部員は、情報係、救護係、資材係、庶務係をもって構成し、次の業務を行う。

① 情報係

災害規模、傷病者発生状況、医療機関の被災状況、診療可否状況、診療の対応状況、医療救護活動等について情報を収集し、本部、被災地、救護班、その他関係者との連絡通報を行う。

② 救護係

現地の災害事故の実情により、速やかに救護活動計画を立案し、現地の救護活動に対応し且つ支援し得るよう万全を期すとともに、医療救護班(JMAT 沖縄)の編成に要する人員の確保、派遣カレンダーの作成、携行品の決定、その他医療救護に関し必要な業務を行う。

③ 資材係

薬品、医療資機材、衛生材料、用具等、救護に必要な物品の確保、補給に関する業務を行う。

④ 庶務係

県医師会災害対策本部の庶務、会計及び諸記録の整備、管理に関する業務を行う。また、救護対策連絡会議を開催し、その運用及び記録を行う。

第6条 医療救護班の派遣

沖縄県医師会災害医療計画第3条(3)の規定に基づき、医療救護班(JMAT 沖縄)の派遣に関する必要な事項について定める。

1. 派遣の決定

- (1) 本部長が派遣を決定する

2. 派遣要件

本部長が派遣を決定するのは次のとおりとする。

- (1) 日本医師会による JMAT 派遣要請があった場合
- (2) 知事または市町村長の要請があった場合
- (3) 都道府県医師会ならびに郡市医師会からの要請があった場合
- (4) 災害時応援協定に基づく要請があった場合
- (5) 上記(1)～(4)の要請を待たないで、災害の状況等により本会が必要と判断した場合

3. 派遣様式

県からの派遣要請が出た場合および各協定等による要請の場合、ならびに「2. 派遣要件(5)」に基づく自らの判断による派遣が決定された場合の派遣様式は以下のとおりとする。

- (1) 被災地区医師会へ医療救護班の出動を要請する
- (2) 被災地外の地区医師会からの派遣が有効な場合は適切な被災地外地区医師会へ医療救護班の出動を要請する
- (3) 県医師会からの派遣が必要な場合は本会の医療救護班が出動する
- (4) 状況に応じて上記(1)～(3)を適切に且つ効果的に複合する

4. 撤収要件

本部長が撤収を決定するは次のとおりとする

- (1) 派遣目的を達した場合
- (2) 上記以外で本会が撤収を必要と判断した場合

5. 医療救護班の活動内容

医療救護班は、原則として現地対策本部の指示に基づき次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害直急性期から慢性期における災害医療活動
- (2) 医療対策本部業務支援・情報収集
- (3) 災害医療活動の範囲はア. 災害関連傷病の治療、イ. 慢性疾患治療、ウ. 感染症対策・衛生管理・健康管理活動、エ. 精神保健医療活動など
- (4) 活動形式は被災地における拠点診療ならびに巡回診療、病院又は診療所への支援
- (5) 被災地ニーズの把握と評価
- (6) 被災地医療復興支援
- (7) その他、必要と判断された活動

6. 医療救護班の編成

- (1) 基本編成は原則として内訳を次のとおりとする(1ヶ班)

| | | |
|-----|-----|-------|
| 医 師 | 看護師 | 業務調整員 |
| 2名 | 2名 | 2名 |

- (2) 派遣に際しては対策本部から登録者に募集をかける
- (3) 先遣派遣班は原則として、緊急派遣要員の中から適切な編成をする
- (4) 派遣に際しては本会が窓口となって必要な保険を掛ける
- (5) 派遣に際しては本会から所属機関へ文書にて派遣依頼をする
- (6) 派遣期間は原則として1ヶ班につき1週間とする
- (7) 後続班は原則として1ヶ班を等分し、各々が異なる交代日とする
- (8) 早期からの精神保健医療活動を可能とした編成をする
- (9) 状況に応じて専門科及び医療専門職も含めた後続派遣計画をすすめる

7. 医療救護編成必要人員の確保

- (1) 医療救護班編成に必要な人員(医師、看護師、業務調整員)を登録制として確保する
- (2) 上記(1)のなかで、特に迅速に派遣可能な人員を先遣派遣要員として登録する
- (3) 登録は1年毎の更新制とする(登録可否の確認)
- (4) 登録においては当人ならびに所属施設の承諾を必要とする
- (5) 登録は原則として65歳以下とする
- (6) 登録者は県医師会等が主催する災害医療に関する研修会への参加に努める

8. 医薬品・医療資器材ならびに装備

- (1) 派遣時携行品は医薬品・医療資器材と装備品に分類する
- (2) 医薬品・医療資器材ならびに装備は常備品と非常時準備品に大別する

| | 常備品 | 非常時準備品 |
|-----------|---------|----------------|
| 医薬品・医療資器材 | 常備医療資器材 | 非常時準備医薬品・医療資器材 |
| 装備品 | 常備装備品 | 非常時準備装備品 |

- (3) 常備品は特別なものを除き本会の備品として常備する
- (4) 非常時準備医薬品にかかる費用は本会が支弁する
- (5) 医薬品・医療資器材ならびに装備は原則として本会が準備する(参考付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資器材ならびに装備リスト)
- (6) その他、必要なものは適宜対応する

9. ロジスティクス・移動手段

- (1) 派遣にかかる移動手段は特別な場合を除いて本会が全てを準備し負担する
- (2) 先遣派遣の車両による移動は原則として1ヶ班で2台とし、医師・看護師・業務調整員ならびに医薬品・医療資材と装備は等分して分乗することとする
- (3) 必要に応じて他機関の協力を依頼する

第7条 訓練計画

本会災害対策本部の立ち上げ及び医療救護班(JMAT 沖縄)派遣等の災害医療救護に関する訓練を実施する。次の訓練には積極的に参加、協力するものとする。

- (1) 沖縄県総合防災訓練
- (2) 関係自治体等の主催する防災訓練
- (3) その他

第8条 災害に関する協定等

- (1) 現時点で締結されているのは次のとおり
 - ① 「沖縄県と一般社団法人沖縄県医師会における災害時の医療救護に関する協定」
- (2) 今後、必要と考えられる協定は次のとおり
 - ① 県との県外を含む災害派遣協定
 - ② 県との災害対策基本法および国民保護法適応災害に対する派遣における「みなし規定」
 - ③ 沖縄県歯科医師会、沖縄県薬剤師会、沖縄県看護協会との協力協定

- ④ 航空会社との災害時における優先搭乗ならびに資材運輸にかかる協定
- ⑤ レンタカー会社・運送業者等（トラック、バス、タクシー等）との災害時における優先配車にかかる協定災害時における優先燃料確保にかかる協定
- ⑥ 電力会社との災害時における優先電力確保にかかる協定

第9条 災害時の通信手段

災害時における衛星電話等の通信手段を準備する。「付3. 災害対策本部の設置&災害通信手段（電話番号）」を示した。

第10条 医薬品・医療資器材等の確保計画

県医師会災害対策本部の活動および医療救護班（JMAT 沖縄）の派遣等に必要な医薬品・医療資器材等は、「付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト」を参考に確保に努める。

第11条 その他必要な事項

その他、災害時要援護者への支援並びに具体的細部事項については、県医師会および県医師会災害対策本部が決定する。災害発生時の初動については原則を「付1. 災害発生時初動チャート」に示した。主に必要となると推定される業務リストを「付2. 災害対策本部業務リスト」に示した。